

津野町健康増進施設指定管理予定者公募事業

募 集 要 項

令和 8 年 8 月

第1章 事業の概要

1. 事業者募集の趣旨

この募集要項は、津野町（以下「町」という。）が、健康増進施設（以下「本施設」という。）の指定管理予定者を選定するために必要な事項を定めたものです。これから改修を進めるにあたり、魅力があり、管理しやすい施設とするため、運営する事業者の意見・提案を工事（備品配置等）の段階から反映したいと考えています。そこで、本施設の指定管理を希望する事業者を「指定管理予定者」として募集します。

2. 公募事業の名称

津野町健康増進施設指定管理予定者公募事業（以下「本事業」という。）

3. 事業主催者

津野町

4. 募集方式

公募型プロポーザル方式

5. 施設概要

（1）所在地 高知県高岡郡津野町姫野々431番地1

（2）施設の概要

竣工年月	平成11年（令和8年度改修工事）
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建
建築面積	2416.75 m ²
延床面積	3315.44 m ²
敷地面積	5048.00 m ²

（3）用途

健康増進福祉センター

6. 施設内容

【地下1階】

○機械室

【1階】

○エントランスゾーン

ロビー、フロント、ラウンジ、休憩コーナー、倉庫等

○プールゾーン

監視室、プール、幼児プール、水中歩行、ジェットバス

四季の湯、うたせ湯、サウナ、水風呂等

○その他

トレーニングルーム、スタジオ、浴室、脱衣室、シャワー室、更衣室

ランドリー、トイレ、エレベーター等

【2階】

○事務室（社会福祉協議会）、調理室、多目的室、休憩所、菓子製造室、相談室、更衣室、給湯室、倉庫、トイレ、ベランダ等

【3階】

○機械室

【駐車場】

○約65台

7. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、概ね次のとおりです。

告示 令和8年8月12日（水）

- ① 公募内容に関する質問の受付・・・・・・・・・・告示の日～8月31日（月）
- ② 公募内容に関する質問への回答・・・・・・・・・・9月4日（金）
- ③ 参加表明書・企画提案書等の提出・・・・・・・・・・告示の日～9月18日（金）
- ④ 参加資格確認結果及びプレゼン審査日時の通知・・9月23日（水）頃
- ⑤ プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・9月29日（火）
- ⑥ 選定結果の公表・・・・・・・・・・10月2日（金）
- ⑦ 覚書締結・・・・・・・・・・10月上旬予定

8. 本事業全体の流れ

本施設の指定管理開始までの流れは次のとおりです。今回、指定管理予定者を公募することとは「② 指定管理予定者の選定」の段階となります。

- ① 改修工事（令和8年6月11日～令和9年2月28日）
- ② 指定管理予定者の選定
施設工事（備品配置）をするにあたり、運営する事業者の意見・提案を反映し、より魅力のある管理しやすい施設とするため、将来の指定管理者を公募し、選定します。
- ③ 指定管理者の指定（令和8年度予定）
町議会での議決を経て、「② 指定管理予定者の選定」で選定した指定管理予定者を指定管理者として指定します。
- ④ 管理運営開始（令和9年度予定）
指定管理者により、本施設の管理運営を開始します。

9. 指定管理予定者の役割と費用負担

指定管理予定者の役割と費用負担は、次のとおりです。

- ① 工事に対する助言・提言
指定管理予定者となった者は、自らが管理運営する視点に立ち、施設改修に関して意見を発案するよう取り組んでください（什器・備品の配置等）。Web会議も可能とします。
- ② 本施設の運営に関する検討
本施設を運営していく上で、必要となる運営や手続き等の検討をします。また、本施設に駐在する予定である津野町社会福祉協議会との運営に関する検討をします（管理エリアのルール作り等）。
- ③ 費用負担
指定管理予定者の期間は、原則として、町からの費用負担はありません。

10. 指定管理者の業務内容

指定管理者の業務内容は、次のとおりです。

- ① 本施設の利用及びその制限に関する業務
- ② 本施設の運営に関する業務：施設の運営利用料金に関する業務等
- ③ 本施設の維持管理に関する業務：建築物、建築設備の保守点検・修繕、清掃、警備、備品・消耗品の管理等
- ④ 自主事業：指定管理者は、健康増進を図るため自らの企画による事業。スタジオ等を使った教室（ヨガ教室、介護予防教室等）、水泳教室、（以下「教室事業」という。）物販販売、自販機販売手数料、本施設の賑わい創出及び交流促進を図るイベント等
- ⑤ 近隣小学校プール授業のための本施設の貸出

⑥ 町長が必要と認める業務

※本施設の２階は津野町社会福祉協議会の管理予定になるため管理範囲外とします。

1 1. 指定管理者の収入

本施設における利用料金の収入は、指定管理者の収入とします。また、指定管理者は自主事業による売上を収入とすることができます。ただし、指定管理者は各年度の利用料等（利用料、自主事業、指定管理料）の収入が歳出に比して増収となった場合、その５割を町に還元することとします。

1 2. 本事業に関する覚書の締結

指定管理予定者として選定された者は、町と覚書を締結することとします。

1 3. 指定管理者の選定・指定

本募集要項に基づく手続きにより選定された事業者（指定管理予定者）が、指定管理者となるには町議会の議決を得る必要があります。また、指定管理予定者が指定管理者に指定されるまでの期間に、指定管理予定者としての役割に誠実に対応しない場合など著しく不相当と認められる事情が生じた場合、指定管理者になれない可能性があることに留意ください。

① 指定管理予定者の期間

覚書締結から令和９年３月末（予定）

② 指定管理者の期間

令和９年４月から令和１２年３月末（３年間予定）

※開始時期については、工事スケジュール等により変更する可能性があります。

また、指定管理期間については、協議により再指定できる場合があります。

第2章 手続き

1. 募集に関する事項

(1) 募集要項の公表・配布

告示の日から町ホームページに公表します。印刷物での配布はしません。

(2) 質疑応答

① 受付期間

告示の日から8月31日（月）まで（必着）

② 提出方法

質疑書（任意形式）に簡潔にまとめ、電子メールで提出してください。

※電子メール送信後、必ず着信確認をしてください。

※電子メール以外での質疑は、受け付けません。

③ 回答期日

9月4日（金）

④ 回答方法

質疑内容と共に、町ホームページへ掲載します。

質問した事業者名は公表しません。

2. 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たす必要があります。

① 改修完成后、指定管理者となる意思があること。

② 法人格を有すること。

③ 四国内に本社、本店、支社又は営業所等を設置していること。なお、申請時点で、支社又は営業所等を有していない者であっても、当該施設の指定期間の始期までに設置できれば申請可能とする。

④ プール又はトレーニングルーム又はフィットネススタジオの機能を有した施設の管理運営の実績を有すること。

⑤ 指定された場合、可能な限り町内雇用に努めること。

(2) 応募できない者

次の各号いずれかに該当する事業者は、応募できません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、津野町の一般競争入札等の参加を制限されている者

② 国税、地方税のいずれも滞納している者

③ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善していない者

④ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない者

⑤ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。⑥において同じ。）がなされた者

⑥ 会社更生又は民事再生の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない者

⑦ 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第19号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当した者

(3) 提出書類

① 応募申込書（様式1） 1部

受付期間：告示の日～令和8年9月18日（金）当日消印有効

② 資格審査資料 1部

受付期間：告示の日～令和8年9月18日（金）当日消印有効

ア 会社概要（任意様式）

イ 履歴事項全部証明書（発行3ヵ月以内のもの。写し可。）

ウ 直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）

エ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税 発行3ヵ月以内のもの。写し可。）

オ 類似業務実績書（A4任意様式）

③ 企画提案書（A4任意様式（ア）～（エ）） 製本1部、副本12部

受付期間：令和8年8月17日（月）～9月18日（金）当日消印有効

(4) 書類提出方法及び取扱等

提出方法

- ・提出先：巻末記載の事務局宛
- ・提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達照明できるものに限る）

3. 提案に関する事項

(1) 設定条件

施設概要の内容や下記の基本方針等に基づき、提案を行ってください。なお、実際の管理運営の際の条件については、指定管理予定者として覚書を締結後、事業の進捗に合わせて、町と協議を進め、順次決定していくものとします。

(基本方針)

「楽しく運動を継続できる場所」として、利用者増加、それに伴う収入の増加といった健康産業の拡大及び運動習慣が根付いた地域の構築を目的としており、特に若者と女性の利用者拡大を目指します。

指定管理者は、本施設全体を管理しますが、2階の活用方法については社会福祉協議会が管理する予定のためプレゼンテーション不要で、1階における運営、活用等に関連することのみ提案してください。

(施設の概要)

「8. 津野町健康増進施設平面図」「9. 津野町健康増進施設パース」「10. 津野町健康増進施設備品・什器レイアウト」「11. フィットネスマシン選定リスト」「12. 備品選定リスト」を参考にしてください。

(指定管理期間)

3年間を基本とします。

(利用料)

指定管理開始時における利用料について下記の通りを想定しています。

ただし、料金を現在の町民以外価格に統一し、町民にはその料金と現在の町民利用料の差額分を町から指定管理者へ支払うことを想定をしています。（町民一般の場合、利用料1,000円のうち500円は利用者から、500円は町から指定管理者へ支払われる。会員券も同様とする。）

使用施設名	区分	町民			町民以外	
		一般	高齢者等・ 昼割 (10：00～ 16：00)	高校生以下	一般	高校生以下
プール サウナ 浴室 トレーニング グループ	使用1回	500円	400円	200円	1,000円	400円
	会員券A (1ヵ月)	4,000円	2,500円	2,000円	8,000円	4,000円
	会員券B (3ヵ月)	11,000円	7,500円	5,500円	23,000円	11,000円
休憩室	マッサージ機 使用1回	100円				
スタジオ	基本料金 (1時間)	1,000円				

(注)

1 表中の「町民」とは、津野町の住民基本台帳登録者とする。

2 会員券の有効期限は、発行日から起算するものとする。

3 「高齢者等」とは、65歳以上の者又は高校生以下を除く身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者とする。

4 「昼割」とは10：00～16：00に入館する利用者とする。

5 町民で、前年度3月31日時点満18歳以上65歳未満の津野町国民健康保険被保険者は300円、65歳以上の津野町国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険者は200円を助成する。

(収支及び利用者)

「4. 津野町健康増進施設事業実績参考資料」「5. 会計表 (R5～R7)」「6. プール・トレーニングゾーン利用料以外収入」参照。

(2) 提案を求める内容

基本方針、施設の概要及び前述の前提条件を基に、それぞれ作成してください。

ア 魅力ある施設運営とするための提案 (A4任意様式)

i. 本事業における運営のイメージ

提案事業者が運営することとなった場合、基本方針を基に、集客目標を設定し、それを実現するための運営方法についてイメージがわかるような提案をしてください。

ii. 安全対策について提案してください。

iii. 自主事業や誘客イベント等の考えがあれば記載してください。利用者増加に関連することであれば、健康増進に限らず様々な提案をお願いします。

(プール教室、トレーナーがいるヨガ・ズンバ・ピラティス等のスタジオフィットネス、物販販売、その他イベント等)

イ 本施設の光熱費における節減の提案 (A4任意様式)

i. 本施設における電気料金及びプールの水の加温に関する燃料費は直接町負担とします。そのため本施設を使用する指定管理者には節減を積極的に求めます。

ウ 費用負担 (A4任意様式)

i. アをもとに管理運営した場合の想定される収支予測に基づいた指定管理料を示してください。

エ 事業の実施能力 (A4任意様式)

同種・類似事業の実績を示してください。

4. 審査・選定に関する事項

(1) 審査・選定体制

津野町健康増進施設指定管理予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記の評価表を基に提案書等の審査し、指定管理予定者を決定します。

(2) 提案審査（提案書類及びプレゼンテーションによる審査）

日程：令和8年9月29日（火）13時30分から

- ① 提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行います。
- ② 提出された書類・プレゼンテーション内容について評価を行い、指定管理予定候補者を選定します。
- ③ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
 - ア 準備 5分
 - イ 説明 20分
 - ウ 質疑応答 15分
- ④ 出席者は5名以内とします。
- ⑤ パソコンを使用する場合は、事前連絡の上持参してください。
- ⑥ プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意します。
- ⑦ プレゼンテーションの結果等についての問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。
- ⑧ すべての参加者にプレゼンテーション選考結果を通知します。

(3) 審査・選定対象からの除外

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外します。

- ① 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ⑤ 複数の申請を行い、又は複数の提案書を提出した場合
- ⑥ 提出書類を提出した後、断りなく内容を変更した場合
- ⑦ その他不誠実な行為があった場合

(4) 審査項目と配点

提出された提案の評価基準は、次の評価表のとおりです。

提案内容について、的確性、実現性等を考慮し、総合的に評価を行います。

評価表

	提案事項	評価項目	評価の視点	配点
ア	魅力ある施設運営とするための提案	健康増進施設の運営について	・運営するイメージができているか ・利用者の増加が見込めるか ・若者や女性を重点的なターゲットとできているか等	20
		安全対策について	・プールゾーンの事故対策を講じているか ・ジムエリアの事故対策を講じているか ・その他の範囲で事故対策を講じているか	20
		自主事業について	・運動教室の種類が多くあるか ・物販販売の種類が多くあるか ・運動教室、物販販売以外のイベントがあるか	20
イ	本施設の光熱費における節減の提案	電気料金、燃料費の削減努力について	・電気料金の削減対策を講じているか。 ・燃料費の削減を講じているか	20
ウ	費用負担	指定管理料の設定	・50,000千円／年以下で、どの程度低い金額で提示されているか	10
エ	事業の実施能力	同種・類似業務の実績	・プール、トレーニングジム、フィットネススタジオの運営実績の有無	10
合 計				100

(5) 審査手順

選定委員会の各委員は、提案者ごとに「評価表」に基づき採点し、この点数を提案者の「審査点」とします。委員ごとに「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該提案者の「順位点」とします。（評価項目ごとに1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、・・・）

上記により求められた「順位点」の合計を提案者ごとの「評価点」とし、この点数の最も低い者から順に最優秀企画提案者と次点者を選定します。同点者が生じた場合は、経費見積が安価な者が優先されます。そして、最優秀企画提案者を指定管理予定者として選定します。なお、応募が一者の場合は、「審査点」の合計が、満点の2分の1を超えた場合のみ最優秀企画提案者とする。

5. 結果公表

審査結果は、次のとおり公表します。

なお、審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

公表日：令和8年10月2日（金）

方法：町ホームページ及び文書による通知

6. 選定後の手続き

町は、選定された者を指定管理予定者として協議を行い、覚書を締結するものとします。

お問い合わせ先・各種書類提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野225番地1

津野町役場 健康福祉課

津野町健康増進施設指定管理業務担当 宛て

電話番号：0889-55-2151 FAX：0889-55-2022

メールアドレス：kenfuku@town.kochi-tsuno.lg.jp

※この事業に関する電話での対応はいたしかねます。原則として、上記メールでお問い合わせください。